

期日前投票所における投票用紙の交付漏れについて

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官の国民審査の期日前投票所において、選挙人に対し、衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙の交付漏れが発生しましたので、次のとおりお知らせします。

本件につきましては、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 発生日時、場所

令和8年2月3日(火) 15:00~15:30頃

佐賀県第1区選挙区 千代田町期日前投票所

(佐賀県神埼市千代田町直鳥166番地1 千代田交流センター)

2 概要

千代田交流センターで開設している「千代田町期日前投票所」で、選挙人1人に対して比例代表の投票用紙の交付漏れが発生しました。

15時30分頃に小選挙区及び比例代表、国民審査それぞれの投票用紙交付係が、交付した投票用紙の枚数が合わないことに気づきました。それに係る選挙人を特定することはできておりません。

3 原因

小選挙区の投票を確認した後に、比例代表の投票用紙交付係が選挙人に対して投票用紙を交付すべきところ、交付係が選挙人に気づかず、選挙人は国民審査の投票用紙交付係に進み、比例代表の投票が漏れてしまったものです。

交付漏れ発生時、先に投票を済ませた選挙人から話しかけられたことに比例代表及び国民審査の交付係が気を取られ、選挙人の適切な誘導を行うことができなかったことが要因と考えられます。

4 再発防止策

選挙人を的確に誘導できるよう、投票所内の人員配置の改善を図るとともに、細心の注意を払い厳正な事務執行を行うよう徹底いたします。

5 選挙管理委員会 委員長のコメント

今回の事案を受け、改めて各投票所の事務従事者に対し、再発防止の取組を指示しました。万全を期して適正な選挙の執行に努めてまいります。

【担当者】 神埼市選挙管理委員会 大坪

【連絡先】 0952-37-0100